

平成25年度補正予算「地域 ICT 強靱化事業」公募要領 (地域ケーブルテレビネットワーク整備事業)

※本公募は、平成25年度補正予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめ御了承願います。

1 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業の概要

(1) 事業内容

交付要綱(案)第3条のとおり

(2) 実施主体

地方公共団体及び第三セクター法人

(3) 交付対象経費の範囲

交付要綱(案)別表のとおり

(4) 交付額

地方公共団体については事業費の2分の1、第三セクター法人については3分の1を交付する。

なお、交付下限額が100万円のため、1事業区分ごとに事業費200万円(実施主体が地方公共団体以外の団体の場合は300万円)以上の事業を対象とする。

2 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。今回の公募では、以下の書類を元に、下記「4 評価基準・選定方法」に定める方法により審査を行い、事業採択の内示を行う。採択の内示を受けた団体のみを対象として、下記の本申請を受け付けるものとする。

平成26年 2月下旬 外部有識者等からの意見聴取・内示
3月中 交付の本申請及び交付決定

3 応募方法

(1) 提出書類

ア 公募申請書

イ 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付申請書(案)【地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱(案)(以下「交付要綱(案)」という。)様式第1号】

ウ 補助事業の概要(交付要綱(案)に定める添付資料を含む。)【交付要綱(案)別紙1第3】

エ 工事概要書【交付要綱(案)別紙3】

オ 見積書

公募の段階においては、正式な公文書の提出は不要。また、見積書についても、下見積で差し支えない。

(2) 提出部数等

正本1通に副本1通、CD-R(1枚)の電子媒体を提出すること。

(3) 提出期限・提出先

公募開始の日から、平成26年2月7日(金)(必着)までの間に、所管する総合通信局等に持参又は郵送により提出すること。なお、提出書類の返却は行わない。

4 評価基準・選定方法

(1) 評価基準

申請内容を以下の観点等から総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

- ア 交付要綱(案)第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していること
- イ 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること
- ウ 技術上・制度上実現可能なものであること
- エ 事業の規模や整備内容が効率的かつ効果的であること

(2) 選定方法

各申請主体から申請された内容について、評価基準に基づき、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択の内示を行う。

(3) 交付決定

上記(2)で採択の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付に当たって追加の条件を付す場合がある。

(4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

5 その他

交付要綱(案)、申請マニュアル等の関係資料は、総務省ホームページ中、以下のURLに掲載している。

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_kyoujin.html

6 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記URLに掲載されている「申請マニュアル」を参考に、担当エリアの総合通信局の担当窓口まで連絡すること。